



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項）

○ 規則

* 45 和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例施行規則の一部を改正する規則（県民生活課）..... 1

○ 告示

- 411 指定自立支援医療機関の指定（こころの健康推進課）..... 2
- 412 保安林の指定予定に係る通知の相手方の所在の不明（森林整備課）..... 2
- 413 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明（ ）..... 2
- 414 “（ ” ）..... 3
- 415 “（ ” ）..... 3
- 416 保安林の指定施業要件の変更（ ” ）..... 4
- 417 道路の区域変更（道路保全課）..... 4
- 418 “（ ” ）..... 5
- 419 道路の供用開始（ ” ）..... 5
- 420 県道の路線の認定（ ” ）..... 5
- 421 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託（建築住宅課）..... 6

○ 公安委員会告示

- 28 施設警備業務2級、雑踏警備業務1級、雑踏警備業務2級、交通誘導警備業務2級及び貴重品
運搬警備業務2級検定の実施..... 6
- 29 機械警備業務管理者講習の実施..... 10
- 30 警備員等の検定等に関する規則による和歌山県公安委員会が道路における危険を防止する
ため必要と認める交通誘導警備業務..... 11

○ 訓令

* 21 和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正
する訓令（医務課）..... 14

規 則

和歌山県規則第45号

和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月23日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例施行規則（令和元年和歌山県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（受診義務等） 第 2 条 略	（受診義務等） 第 2 条 略

2 略	2 略
3 条例第12条第2項の規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。 (1) 当該再犯者が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を受けていること。 (2) 略	3 条例第12条第2項の規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。 (1) 当該再犯者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を受けていること。 (2) 略

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第411号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年5月23日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 （薬局は除く。）	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
合同会社BeYourself	伊都郡かつらぎ町笠田東4-2 ヴィ ラミューズA203	訪問看護	訪問看護ステーションポラ リス	令和 7.5.1

和歌山県告示第412号

令和7年和歌山県告示第278号（以下「告示第278号」という。）で告示した保安林の指定予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年5月23日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

- 所在が不分明である通知の相手方
杉澤徹太郎
無限責任八幡村大蔵更生負債整理組合
奥野信一
高田盛楠
安井敬文
中山松之助
- 保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件
告示第278号のとおり

和歌山県告示第413号

令和7年和歌山県告示第224号（以下「告示第224号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年5月23日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

1 所在が不明である通知の相手方

中尾政明
久保江美子
浦西兼松
美原重太郎
田下勘右衛門
平尾辰之助

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第224号のとおり

和歌山県告示第414号

令和7年和歌山県告示第225号（以下「告示第225号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年5月23日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

1 所在が不明である通知の相手方

上畑富雄
福岡秋夫
式地安一
新家由藏
上畑磯太郎
峠畑馬楠

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第225号のとおり

和歌山県告示第415号

令和7年和歌山県告示第226号（以下「告示第226号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年5月23日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

1 所在が不明である通知の相手方

足立喜一
大家雅秀
角岡岩松
柏原啓男
上中嗣郎
上柏計雄
明賀宏文

吉田鶴千代

上住熊楠

有南芳吉

日浦文松

奥田岩楠

岸田長太郎

平畑由左衛門

安井源右衛門

宮崎清兵衛

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第226号のとおり

和歌山県告示第416号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和7年5月23日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

1 道路の種類 県道

2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
-----	------	----------------------	-------------	-----

西牟婁郡すさみ町小河内字いの木929番2地先から同町小河内字香花1197番1地先まで	旧	敷地の幅員 メートル 3.50 } 16.90	延長 メートル 152.00	
--	---	----------------------------------	----------------------	--

和歌山県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県職員 福 本 仁 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 興加茂郷停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市下津町小南字上通り2番5地先から同市下津町小南字上通り34番5地先まで	旧	敷地の幅員 メートル 8.23 } 14.22	270.00	
同上	新	敷地の幅員 メートル 6.82 } 16.88	275.00	

和歌山県告示第419号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県職員 福 本 仁 志

道路の種類 県道
路線名 興加茂郷停車場線
供用開始の区間 海南市下津町小南字上通り2番5地先から同市下津町小南字上通り34番5地先まで
供用開始の期日 令和7年6月7日

和歌山県告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条第1項の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県職員 福 本 仁 志

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	備 考
245	紀北かつらぎインター線	県道和歌山橋本線交点 紀北かつらぎインターチェンジ		

和歌山県告示第421号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次の者を指定公金事務取扱者として指定し、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年和歌山県告示第477号（指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託）は、令和7年3月31日限り廃止した。

令和7年5月23日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

1 指定公金事務取扱者として指定した者

(1) 名称 和歌山県住宅供給公社

(2) 事務所の所在地 和歌山市十三番丁30番地

2 委託した公金事務

和歌山県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらの駐車場に係る使用料の収納事務

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年4月1日

4 公金事務の委託をした日

令和7年4月1日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第28号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、次のとおり検定を実施する。

令和7年5月23日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

1 実施する検定の種別及び級並びに定員

検定の種別及び級	定員
施 設 警 備 業 務 2 級	5名
雑 踏 警 備 業 務 1 級	5名
雑 踏 警 備 業 務 2 級	5名
交 通 誘 導 警 備 業 務 2 級	10名
貴 重 品 運 搬 警 備 業 務 2 級	5名

2 実施日時及び場所

(1) 学科試験

種別及び級	日 時	場 所

施 設 警 備 業 務 2 級	令和7年9月19日 (金) 午前10時から正午まで	和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁北別館会議室1-C
雑 踏 警 備 業 務 1 級	令和7年9月19日 (金) 午前10時から正午まで	
雑 踏 警 備 業 務 2 級	令和7年9月19日 (金) 午前10時から正午まで	
交 通 誘 導 警 備 業 務 2 級	令和7年9月19日 (金) 午後2時から午後4時まで	
貴 重 品 運 搬 警 備 業 務 2 級	令和7年9月19日 (金) 午後2時から午後4時まで	

(2) 実技試験

種別及び級	日 時	場 所
施 設 警 備 業 務 2 級	令和7年11月14日 (金) 午前10時から午後5時まで	和歌山県岩出市高塚513番地 有限会社岩出カースクール
雑 踏 警 備 業 務 1 級	令和7年11月12日 (水) 午前10時から午後5時まで	
雑 踏 警 備 業 務 2 級	令和7年11月11日 (火) 午前10時から午後5時まで	
交 通 誘 導 警 備 業 務 2 級	令和7年11月10日 (月) 午前10時から午後5時まで	
貴 重 品 運 搬 警 備 業 務 2 級	令和7年11月13日 (木) 午前10時から午後5時まで	

3 検定の内容

(1) 施設警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(4) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(5) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 検定の方法

(1) 学科試験及び実技試験により行う。

なお、本検定の学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 実技試験の途中において合格基準に達しないことが明らかになった場合は、その者に対する試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(3) 学科試験及び実技試験に合格した者には、成績証明書を交付する。

5 受検資格

(1) 和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者で和歌山県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）であるもの

(2) 雑踏警備業務1級を受検できる者は、(1)に規定する者で次のア又はイに該当するものとする。

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する2級検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る警備業法第23条第4項の合格

証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 和歌山県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 受検を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受検を希望する者は、次の申出期間内に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（検定受付専用電話073-423-3344）に、電話による受検希望の事前申出を行うこと。事前申出を行い、(3)により受付がされた者を受検予定者とする。

種 別 及 び 級	申 出 期 間
施 設 警 備 業 務 2 級	令和7年8月19日（火）から同月21日（木）まで （各日とも午前10時から午後5時まで）
雑 踏 警 備 業 務 1 級	
雑 踏 警 備 業 務 2 級	
交 通 誘 導 警 備 業 務 2 級	
貴 重 品 運 搬 警 備 業 務 2 級	

(2) 申込受付

(1)により受検予定者となった者は、7の検定申請書等を、次の検定申請書等提出期間内に提出すること。

提出先は、和歌山県内に住所を有する者はその者の住所地を管轄する警察署（管轄する警察署が有田湯浅警察署である場合は有田湯浅警察署有田分庁舎を、新宮警察署である場合は新宮警察署串本分庁舎をそれぞれ含む。以下同じ。）とし、県外在住警備員はその者の所属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。ただし、和歌山県内に住所を有する警備員で、その者が和歌山県内の営業所に所属している場合は、検定申請書等の提出先は当該営業所の所在地を管轄する警察署も可とする。

種 別 及 び 級	検定申請書等提出期間
施 設 警 備 業 務 2 級	令和7年8月26日（火）から同月28日（木）まで （各日とも午前9時から午後5時まで）
雑 踏 警 備 業 務 1 級	
雑 踏 警 備 業 務 2 級	
交 通 誘 導 警 備 業 務 2 級	
貴 重 品 運 搬 警 備 業 務 2 級	

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

ア 事前申出の受付は、検定受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出の受付は、電話1回につき、受検を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申出者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受付担当者が受検を希望する者又は受検予定者に対して行う質問等に回答できる者が行うこと（回答できない場合は、受け付けない。）。

オ 事前申出後において受検資格の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に検定申請書等を提出しなかった場合には、当該事前申出の受付を無効とする。

カ この検定に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

7 検定申請書等

(1) 検定申請書 1通

(2) 検定申請書の添付書類

ア 顔写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの大きさの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

イ 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等） 1通

ウ 和歌山県内に所在する営業所に所属している警備員（和歌山県外に住所を有する者を含む。）にあつては、和歌山県内に所在する営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通

エ イ及びウに該当する者が提出する検定申請書等には、その者の住所地を管轄する警察署に提出する場合はイの書面を、その者の所属する営業所を管轄する警察署に提出する場合はウの書面を添付すること。

(3) 雑踏警備業務1級の検定を受けようとする者の添付書類

(2) の添付書類のほか、次のア又はイの書類を添付すること。

ア 雑踏警備業務2級検定の合格証明書の写し及び同合格証明書の交付を受けた日から起算して、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書又は誓約書） 1通

イ 和歌山県公安委員会が5の（2）のアと同等以上の知識及び能力を有すると認める者であることを疎明する書面（1級検定受検資格認定書）の写し 1通

(4) 手数料

種 別 及 び 級	手 数 料	注 意 事 項
施 設 警 備 業 務 2 級	16,000円	和歌山県証紙により納付すること。
雑 踏 警 備 業 務 1 級	13,000円	
雑 踏 警 備 業 務 2 級	13,000円	
交 通 誘 導 警 備 業 務 2 級	14,000円	
貴 重 品 運 搬 警 備 業 務 2 級	16,000円	

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲・営業等企画係
電話番号 073-423-0110（内線3046、3047、3048）

和歌山県公安委員会告示第29号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年5月23日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

1 講習の実施期日、実施場所及び定員

(1) 実施期日

令和7年7月22日（火）から同月25日（金）までの4日間

(2) 実施場所

和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛

(3) 定員

20名

2 受講を希望する者の手続

受講を希望する者は、持参又は郵送により、令和7年6月16日（月）から同月25日（水）まで（各日と

も午前9時から午後5時まで。持参により提出する場合は、土曜日及び日曜日を除く。）の間に、3の提出書類を和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、上記期間内に生活安全企画課に必着させること。

3 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの顔写真1枚を貼付したもの） 1通

4 手数料

39,000円（講習の初日に、1の（2）の実施場所において、和歌山県証紙により納付すること。）

5 講習修了証明書の交付等

（1）講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

（2）講習課程を修了し、修了考査に合格した者に機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

6 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。

7 問合せ先

生活安全企画課許可等事務審査室銃砲・営業等企画係

電話番号 073-423-0110（内線3046、3047、3048）

和歌山県公安委員会告示第30号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表6の項の上欄に規定する和歌山県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行う交通誘導警備業務とし、令和8年4月1日から適用する。

なお、令和5年和歌山県公安委員会告示第10号（警備員等の検定等に関する規則による和歌山県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和7年5月23日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

路 線	区 間
1 一般国道24号	和歌山県の全域
2 一般国道26号	和歌山県の全域（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路及び一般国道24号との重用区間を除く。）
3 一般国道42号	和歌山県の全域
4 一般国道168号	和歌山県の全域
5 一般国道311号	田辺市本宮町請川字折附8番2地先から終点まで
6 一般国道370号	和歌山県の全域（一般国道24号との重用区間を除く。）
7 一般国道371号	橋本市柱本（府県境）から同市清水字中栄182番1地先まで及び伊都郡高野町大字高野山字奥ノ院49番110地先から田辺市龍神村龍神字下村1099番1地先まで
8 一般国道424号	起点から田辺市芳養町字サビ42番地先まで及び海南市沖野々字越前43番1地先から終点まで

9 一般国道480号	伊都郡かつらぎ町大字平（府県境）から伊都郡高野町大字高野山字内子谷川13番1地先まで（伊都郡かつらぎ町大字笠田東字北川1615番1地先から同町大字笠田東字室ノ木494番1地先まで及び一般国道370号との重用区間を除く。）
10 主要地方道高野口野上線	橋本市高野口町小田字柳522番4地先から伊都郡九度山町大字慈尊院字西馬場31番1地先まで
11 主要地方道粉河加太線	全域
12 主要地方道岩出野上線	起点から紀の川市貴志川町井ノ口字大瀧1075番3地先まで（一般国道424号との重用区間を除く。）
13 主要地方道和歌山橋本線	全域（一般国道370号、一般国道424号、主要地方道高野口野上線及び主要地方道岩出野上線との重用区間を除く。）
14 主要地方道和歌山打田線	全域
15 主要地方道新和歌浦梅原線	全域（主要地方道粉河加太線との重用区間を除く。）
16 主要地方道和歌山港線	全域
17 主要地方道和歌山停車場線	全域
18 主要地方道吉備金屋線	有田郡有田川町大字水尻字谷前6番3地先から同町大字徳田字森本423番1地先まで
19 主要地方道御坊美山線	起点から日高郡日高川町大字土生字風呂ノ下15番4地先まで
20 主要地方道日高印南線	御坊市藤田町吉田字二又422番1地先から同市野口字野尻237番1地先まで
21 主要地方道田辺龍神線	起点から田辺市秋津町字綾代764番1地先まで（一般国道424号との重用区間を除く。）
22 主要地方道田辺白浜線	起点から田辺市新庄町字田鶴1465番3地先まで及び西牟婁郡白浜町字横浦2875番3地先から終点まで
23 主要地方道南紀白浜空港線	起点から西牟婁郡白浜町字瓜切2926番1078地先まで及び西牟婁郡白浜町字横浦2875番3地先から終点まで
24 主要地方道白浜温泉線	全域
25 主要地方道泉佐野岩出線	和歌山県の全域
26 主要地方道和歌山貝塚線	和歌山市里字五段11番5地先から同市藤田字流9番1地先まで
27 一般県道那賀かつらぎ線	全域
28 一般県道和歌山海南線	起点から和歌山市手平一丁目267番2地先まで、同市手平一丁目178番4地先から同市手平三丁目63番5地先まで及び同市北中島一丁目126番13地先から同市紀三井寺字鷹場新田756番1地先まで
29 一般県道秋月海南線	和歌山市神前字笠松114番14地先から同市和田字佃160番1地先まで
30 一般県道三田海南線	和歌山市和田字佃160番3地先から同市冬野字中野78番1地先まで
31 一般県道和歌山野上線	起点から和歌山市田中町五丁目5番19地先まで及び同市秋月字碓417番地先から同市鳴神字西浦1207番1地先まで
32 一般県道小豆島船所線	全域
33 一般県道善明寺北島線	全域
34 一般県道有功天王線	和歌山市六十谷字中沼17番4地先から終点まで

35 一般県道鳴神木広線	和歌山市鳴神字四反田1007番1地先から終点まで
36 一般県道和歌山港北島線	全域
37 一般県道紀和停車場線	全域
38 一般県道文里湊線	全域
39 一般県道田辺港線	田辺市上屋敷一丁目194番1地先から終点まで
40 一般県道文里港線	全域
41 一般県道和歌山阪南線	和歌山県の全域（一般県道和歌山港北島線との重用区間を除く。）
42 橋本市道慶賀野垂井線	全域（国道371号との重用区間を除く。）
43 橋本市道高野口8号線	起点から橋本市高野口町大野字平山口1409番3地先まで
44 かつらぎ町道大谷58号線	全域
45 かつらぎ町道大谷61号線	全域
46 かつらぎ町道笠田駅折居線	伊都郡かつらぎ町大字笠田東字男子92番1地先から終点まで
47 かつらぎ町道折居笠田中佐野1号線	全域
48 かつらぎ町道 I C 上り線	全域
49 かつらぎ町道 I C 上り支線	全域
50 かつらぎ町道 I C 下り線	全域
51 かつらぎ町道 I C 下り支線	全域
52 和歌山市道本町線	和歌山市本町四丁目44番地先から終点まで
53 和歌山市道本町和歌浦線	全域
54 和歌山市道新和歌浦中之島紀三井寺線	全域（一般県道和歌山海南線との重用区間を除く。）
55 和歌山市道六十谷手平線	全域
56 和歌山市道有本中島線	和歌山市黒田字門田126番地先から同市太田二丁目1番1地先まで
57 和歌山市道和歌山市駅前線	全域
58 和歌山市道市駅小倉線	全域
59 和歌山市道大橋島崎町線	全域
60 和歌山市道砂山手平線	和歌山市舟津町三丁目32番3地先から終点まで
61 和歌山市道今福神前線	和歌山市堀止東一丁目12番2地先から終点まで

62 和歌山市道松島本渡線	全域（一般県道和歌山野上線との重用区間を除く。）
63 和歌山市道西脇山口線	全域
64 和歌山市道中平井線	全域
65 和歌山市道西浜新和歌浦線	全域
66 海南市道築地1号線	全域
67 田辺市道本町中屋敷1号線	全域
68 田辺市道元町江川文里港線	田辺市上の山二丁目2404番19地先から終点まで
69 白浜町道臨網線	全域
70 港湾道路1号臨港道路	全域
71 港湾道路9号臨港道路	全域
72 港湾道路青岸橋取付道路	全域
73 港湾道路青岸橋	全域

訓 令

和歌山県訓令第21号

福 祉 保 健 部
和歌山県立こころの医療センター

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年5月23日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県職員 福 本 仁 志

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成14年和歌山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第2条 略 2 この規程において「交替制勤務に服する職員」とは、職務として交替制で業務に従事する職員であって、次に掲げるものをいう。 (1)・(2) 略 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第48条第1項に規定する精神保健福祉相談員（以下「精神保健福祉相談員」という。）	（定義） 第2条 略 2 この規程において「交替制勤務に服する職員」とは、職務として交替制で業務に従事する職員であって、次に掲げるものをいう。 (1)・(2) 略 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第48条第1項に規定する精神保健福祉相談員（以下「精神保健福祉相談員」という。）及び公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が発行する日本臨

3 略

(交替制勤務に服する職員の勤務時間等)
第 4 条 交替制勤務に服する職員の勤務時間等については、職員の区分及び勤務の区分に応じ、次の表に定めるところによる。この場合において、個々の職員の勤務区分は、院長が指定するものとする。

職員の区分	勤務区分	勤務時間	休憩時間
略			
精神保健福祉相談員	第 1 の A	略	略
	第 1 の B	休憩時間を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。	午前 11 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
	第 2 の A	略	午後 5 時 30 分から午後 1 時 30 分まで及び午後 5 時 15 分から午後 5 時 45 分までとする。
	第 2 の B	休憩時間を除き、午前 8 時 30 分から翌日の午前 1 時 30 分までとする。	午前 11 時 30 分から午後 5 時 30 分まで及び午後 5 時 15 分から午後 5 時 45 分までとする。
	第 3	休憩時間を除き、午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分までとする。	午後 5 時 30 分から午後 1 時 30 分までとする。
	第 4	休憩時間を除き、午前 7 時 30 分から午後 4 時 15 分までとする。	午前 11 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

2 看護部長職員、看護副部長職員、看護師長職員、副看護師長職員、看護職員及び精神保健福祉相談員の週休日は、条例第 4 条の規定に基づき、公務の運営上の事情を考慮して院長が定め

床心理士名簿に登録された臨床心理士（以下「臨床心理士」という。）

3 略

(交替制勤務に服する職員の勤務時間等)
第 4 条 交替制勤務に服する職員の勤務時間等については、職員の区分及び勤務の区分に応じ、次の表に定めるところによる。この場合において、個々の職員の勤務区分は、院長が指定するものとする。

職員の区分	勤務区分	勤務時間	休憩時間
略			
精神保健福祉相談員及び臨床心理士	第 1	略	略
	第 2	略	正午から午後 1 時まで及び午後 5 時 15 分から午後 5 時 45 分までとする。

2 看護部長職員、看護副部長職員、看護師長職員、副看護師長職員、看護職員、精神保健福祉相談員及び臨床心理士の週休日は、条例第 4 条の規定に基づき、公務の運営上の事情を考慮し

るものとする。

（休日の勤務）

第 5 条 看護部長職員、看護副部長職員、看護師長職員、副看護師長職員、看護職員及び精神保健福祉相談員には、条例第 9 条の規定にかかわらず、同条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日であっても院長の定めるところにより勤務を命ずるものとする。この場合において、院長は、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき代休日を指定することができるものとする。

て院長が定めるものとする。

（休日の勤務）

第 5 条 看護部長職員、看護副部長職員、看護師長職員、副看護師長職員、看護職員、精神保健福祉相談員及び臨床心理士には、条例第 9 条の規定にかかわらず、同条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日であっても院長の定めるところにより勤務を命ずるものとする。この場合において、院長は、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき代休日を指定することができるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。